日高教ニュース

1032 号　2025 年 9 月 11 日

日高教第 36 回専門部合同集会、文科省･総務省要請を実施

－ 各単組専門部から意見集約し、専門部特有の課題解消を求める！ －

第 36 回専門部合同集会が、7 月 27 日に東京「AP 浜松町」において、9 部門 73 名の参加者を集めて盛大に開催され、分科会では熱心な議論が交わされた。

全体会では鯉沼中央執行委員長が挨拶を行い(以下参照)、落合書記長が日程確認等を配付された資料をもとに説明した。続いて初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長より「夜間中学、高校における学び直し・学びの多様化（不登校特例校）の学校に対する動向」についての説明が行われた。その後、各専門部の分科会を行い、各県からの資料にもとづいた協議や情報交換並びに要請等の内容確認や役割分担を行った。

7 月 28 日、事務職員部と現業職員部は合同で文科省･総務省要請、その他の専門部(女性部、養護教員部、学校図書館部、実習教員部、特別支援教員部、定通部、青年部)は、文科省要請を行った。要請後、専門部ごとに総括を行い、情報交換や要請で得られた成果を各単組の取り組みに活かすことを確認し終了した。

挨拶をする
鯉沼中央執行委員長

日高教中央執行委員長挨拶

皆様、こんにちは。日高教で中央執行委員長を務めております栃木高教組出身の鯉沼正行です。執行部を代表して挨拶申し上げます。本日は「日高教第 36 回専門部合同集会」にご参加をいただきありがとうございます。皆様におかれましては、学校で 1 番多忙な 1 学期を終えたところですが、課外や保護者懇談、部活動指導、研修など夏季休業中とはいえ忙しい日々を過ごされていることと思います。また、全日本教職員連盟、大分県公立高等学校教職員組合、福岡教育連盟の皆様にもご参加をいただいております。日高教の活動へのご理解、ご協力に感謝申し上げます。

さて、近年、教員不足の課題が顕著に現れており、様々な検討が行われています。学校における働き方改革が叫ばれ始め、学校を取り巻く課題が複雑化・多様化するなか、世界で突出した日本の学校の長時間勤務を改善し、教師が学ぶ時間を確保し、自らの授業を磨くことなどを通じて、子どもたちによりよい教育を存分に行う目的が学校における働き方改革のなかにあります。2025 年 6 月に改正給特法が可決しました。教員の処遇改善として、日高教も署名などで要望した教職調整額の 1972 年施行以来の引上げが決定しました。また、担任手当や主務教諭の設置による業務量に応じた給与体系に一定の期待が持てます。一方、附帯決議には 1 か月の残業時間を平均 30 時間程度まで削減するとしており、時間外勤務等の記録について改ざんと虚偽報告が管理職の懲戒処分の対象などとすることや、持ち帰り業務の増加防止といった管理に関して厳格化されます。また、学校・教師が担う業務に係る三分類について、教育課程上の工夫も含めた業務改善の取り組みの整理・共有が求められます。さらに、部活動の着実な地域展開や中学 3 年生まで 1 クラス 35 人学級へ対応するための定数改善、保護者等からの過度な要求への対応などが含まれています。

これまで以上に学校の在り方が大きく変化すると感じられますが、病気休職者の高止まり、定年前の早期退職者の増加など、学校の人材は危機的状況であると言っても過言ではありません。今学校における働き方改革の流れが止まってしまえば、高校授業料実質無償化などにより私立高校の活性化が期待されるなか、公立学校の存続に影響を及ぼす可能性も考えられます。公立学校の施設設備への予算拡充は私立と公立の格差是正が必要不可欠です。さらに、日高教として、定数改善により一人当たりの受け持つ児童生徒数を削減することで、多様化する児童生徒へ対応するための人員を増やし、人員不足を解消することが次の一手となります。

このような状況のなか、配布した参考資料では、生徒指導提要が改定された 2019 年度以降に学校の校則について見直しを図った割合が 9 割を超えています。賛否両論ありますが、時代に合わせた変化を生徒が主体的に考えることは高等学校教育にとって重要です。一方、社会への人材育成という観点では、従来からの指導を生徒が納得いくよう説明し、継続することも重要ではないでしょうか。児童生徒の自殺対策や通級指導、観点別評価など新しい事業によって、人材不足のなか、疲弊感をさらに増していることは間違いありません。部活動改革に関しては、指導時間に見合った時間外勤務手当と指導に係る経費を支給することが直近の課題であり、その先で地域への展開と教員の兼職兼業を実現していくことが重要です。もちろん、部活動は生徒にとって重要な活動の一つだからこそ適切に運営されることが必要だと考えます。部活動という一面からですが、この状況が続くことは、教育を志す若者の減少を加速させ、さらなる教員不足を招き、一人ひとりの業務を大きくする要因になります。われわれは、現状をしっかりと分析し、教育の未来を切り開いていかなければいけません。また、教育課程について、私が高校生のころと比較すると、肌感覚ですが学校の授業時間数が増えていると感じます。ICT 活用も進むなか、生徒が主体的に学習する環境を整備することと、われわれ教員の校務時間を確保するために「何を学校で学ばせる」か「何は学校外で学ぶもの」かを、学校が担う三分類を現場で働くわれわれが協議し、カリキュラムオーバーロードへの打開策を見出す必要があります。

本集会が、単組や組織という枠を超え、各専門部特有の情報を共有するとともに、課題を明確にし、そして、様々な対応策や具体的な改善策等に踏み込んで、教育の未来に活かしていける施策について話し合われることを願っています。さらに、明日の省庁への要請において、中枢でデータにもとづく判断をしている省庁に現場の声を届けることで、データと現場のずれを生じさせない防波堤となることを願います。現状を踏まえた施策が展開されるため各県の状況をただ伝えるのではなく、建設的議論のうえで全国を見渡し最適な意見を省庁に届けていただけると幸いです。

結びになりますが、本集会が、日高教にとって、そして参加された皆さんにとって有意義なものになることを願って、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会行事の様子

文科省による教育施策の説明

【女性部】

〈分科会〉

責任者は鈴木知洋氏（福島）、記録は福間亮子氏（島根）が担当した。2025 年度から、女性部・青年部が同じグループで要請ができるように、分科会では女性部と青年部それぞれが意見交換をした後に、女性部・青年部合同による分科会を実施した。女性教職員を取り巻く諸問題、休暇等について意見を交換し、各県での違いを踏まえ、先進的な取り組みを参考に、今後も勤務環境の改善などに取り組むことを確認した。

〈文科省要請〉

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係専門官、初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室戦略企画係長、総合教育政策局教育人材政策課改革推進係長、高等教育局学生支援課奨学事業係ら 4 名が対応した。

日高教：1. 男女ともに子育てを行いやすい環境構築のため、以下のように図られたい。
2）「家族看護休暇」新設するよう関係省庁に対して求められたい。また、子や孫の学校行事や不登校にも対応できる「子育て休暇」を新設するよう関係省庁に求められたい。
3）「育児や看護・介護のための短時間勤務制度」や「育児休暇」、「育児休業」等が取得しやすい環境整備を図るとともに、代替業務を担う職員に対する手当を支給されたい。

文科省：「子の看護等休暇」については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定められている。子の行事参加にも取得可能とされ、さらに対象となる子の範囲が「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校 3 年生修了」まで拡大される法改正が行われ、令和 7 年 4 月から施行されている。地方公務員についてもこの規定が準用されており、これを最低基準とすることを踏まえ、各自治体の条例等において具体的な日数や要件を定める建てつけとなっている。公立学校教職員は一般的に地方公務員であり、その勤務条件として条例等で定めるものとされている。任命権者の教育委員会の判断で、地域や学校の実情に応じて休暇を定めることになっている。短時間勤務制度や育児休暇、育児休業を取得しやすい環境整備については、産育休を取得する教職員を増やしていくことと、安心して取得できる環境をつくることが重要である。女性の産育休はかなりの割合で取得されているが、男性の育休も含めてしっかり増やしていかなければいけない。全国の管理主事等が集まる会議において、産育休が取得できる環境整備や好事例の情報交換の場を設け、促進していきたい。代替業務を担う教育職員に対する手当については、代替者の安定的な確保がとても大きな課題であると認識をしている。特に、現在の教師不足の主な要因となっている臨時的任用の教員が不足している状況について、確実に確保できるよう強く課題を持っている。代替者の給与について、元は国費負担の対象が臨時的任用の講師に限られていたが、令和 6 年の 12 月から代替者が正規の教職員である場合も国庫負担の対象になる制度の改正を行った。教育委員会の判断になるが、あらかじめ正規教職員を国家公務員でいうところのワーク・ライフ・バランス定員の形で確保しておき、産育休を取得したところにその正規教職員をあてる配置をすると、常に穴を埋める教職員が入る形になる。この制度改正をしっかり教育委員会に周知していきたい。

女性部　分科会の様子

女性部　要請

日高教：共働き世帯や現役で働く 50～60 代を支援するため、両親や子、孫に何かあった際にすぐに対応ができ、学校行事にも参加しやすいよう、家族看護休暇及び子育て休暇をぜひ求めたい。進んでいる県では子の看護等休暇の対象年齢の拡大やラーケーション休暇の導入などが進み、家族と過ごす時間や機会を増やしているという実情がある。一方で、子の学校行事について取得できる休暇がないなど、自治体によってばらつきが見られている。家族・子育てのための休暇として国で統一を図っていただきたい。また、看護休暇について、対象 1 人につき 5 日間とするなど日数を拡大していただきたい。働きながらでも子育てをしやすい環境、若者でも子育てをしやすい環境をぜひ整えていただきたい。
地方公務員の勤務条件は自治体の条例等で定めることになっている。各県でも休暇制度の改善を求める要望を出しているが、「全庁的な話であり、また国家公務員の制度よりも好条件で条例を制定するのは非常に難しい」という回答がある。まずは国家公務員の制度が改善され、それに準じて制度が改善されていく都道府県が多い。先進的な自治体もあるが、別の見方をすると、国家公務員よりも地方の方が好条件であることを疑問視する考えもある。国家公務員においてもなり手不足と聞いており、常に大変な思いをされていると感じる。国家公務員の制度改善が、ひいては地方における制度改善についての交渉にも繋がるので、ぜひともお願いしたい。

日高教：これまで文科省を中心に関係省庁への働きかけがあり、関係施策の新設や拡充が進み、その成果をとても感じている。全国各地の教職員との情報交換のなかでも、制度の周知が進み、以前よりも明らかに休暇等が取りやすくなったという声をたくさん聞く。一方、制度を利用する上で、運用する側の理解やシステムがまだ十分ではないという報告も多い。トップダウンで示された制度について、自治体や学校管理職などの裁量によることが多く、地域・学校での格差が大変大きい。首長や財政力、地理的・物理的なハード面での差があるのは承知しているが、一律、同様の規定ができることが望ましい。国内全体の教職員の職場環境の底上げのため、人材確保と運用可能なシステムの構築を検討いただきたい。愛媛県では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されても、実際には面談のセッティングをはじめとする教育相談担当者の業務が増えるのが現状であり、結局は根本的な教職員不足を痛感する。教職員ではなく、自治体の行政職員の例ではあるが、福島県では県庁内に代替専用職員を常時確保しておき、庁内で欠員が出たら貢献いただくという好事例もある。このような好例をもとに、人材確保に関するシステム構築ができるとよい。人材確保については、再任用教職員だけではなく、教員免許を保有する大学院生や、フルタイムは難しくともパートや短期間であれば可能だというような方々の人材活用も検討いただきたい。

【青年部】

〈分科会〉

責任者は松下洋平中央執行副委員長（徳島）、記録は近藤弘法氏（愛媛）が担当した。2025 年度から、女性部・青年部が同じグループで要請ができるように、分科会では女性部と青年部それぞれが意見交換をした後に、女性部・青年部合同によって分科会を実施した。分科会では人事異動や部活動指導、研修等を中心とした青年部特有の課題について共有を図るとともに、新規採用者の組合加入に関しても議論が交わされた。

青年部分科会の様子

〈文科省要請〉

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係専門官、初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室戦略企画係長、総合教育政策局教育人材政策課改革推進係長、高等教育局学生支援課奨学事業係ら 4 名が対応した。

日高教：4. 関係各省と連携を図り、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントなど各種ハラスメントの防止に向けた対策を推進されたい。特に、管理職に対する研修を徹底するとともに、プライバシーに配慮した相談や保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求への対策を拡充されたい。

文科省：セクハラやパワハラなどのハラスメントはあってはならない。これまでも教育委員会に対して申し上げている通り、厚労省などの関係省庁と協力し、ハラスメント防止について、特に法律で定められ、講じなければならない措置は、特に市町村教育委員会を含め進めていただいている。しかし、100％には至っていない。文科省としては、研修会や調査を通して指導を進めていく。講ずべき措置を確実に行うことにより、ハラスメントに対して相談できる体制を構築し、安心して働ける環境整備を進めていきたい。また、保護者や地域等からの過剰な不当要求への対応が、学校運営上の大きな課題であると認識している。このような行為から教職員を守ることは非常に重要だと考えている。本年 6 月に成立した改正給特法においても、不当な要求等や保護者等への対応について支援を行うことは政府が講ずべき措置として明記がされた。同じく 6 月に成立した改正労働施策推進法においても、カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上の措置義務が義務付けられることが明記されたが、公立学校の教員に対する、保護者による言動も、やはり社会通念上許容される範囲を超えて就業環境を害すると考えられるものについては、カスタマーハラスメントに該当するものとされている。各協議会においては厚労省が示す指針定められた措置を行うことが義務づけられる。文科省としては、こうした動きを踏まえながら引き続き関係省庁と協力して必要な対応を行っていきたい。

青年部要請

日高教：ハラスメント対策については、ご回答の通り法律にもとづいて判断していくということが必要である。各学校において、実際に組織委員会を設置するよう、各教育委員会から指示が出ている。しかし、現状を踏まえると、やはり委員会があったとしてもなかなか相談しにくい環境にある。各県と情報交換をするなかで、外部に第三者委員会等の相談窓口を設けるなどの対応が必要ではないかという意見が出た。実際、県教委から報告が上がった場合にも、そこからまた誰がその報告をしたのか、といったトラブルに発展している事例を聞いている。トラブルを解決するための方向性といったものを国として示されれば、現場としてはより対応がしやすい。相談しやすい環境を整えることで、ハラスメントを減らしていけると感じる。カスタマーハラスメント等については、今後対応されていくと思うが、地域や保護者等による過剰な要求に対してガイドラインのようなものを示されれば、各県統一した対応がとれるため、迅速に対処することができ、現場としては対策に取り組みやすい。教育センターに学校トラブルサポートチームというものを設置し、そのなかで学校での困りごとなどに対応している県もある。スクールロイヤーの活用では、国の予算を活用し、予算措置をしていただいているが、予算があっても、手続きが大変などの理由で活用が進んでいない。個人としてスクールロイヤーに相談したいが、学校を通して活用する事例が一般的で、もう少し国としてスクールロイヤーの活用を学校単位だけではなく、個人としても活用できる仕組みとなるようお力添えをいただきたい。

文科省：ハラスメントに関しては、今お話いただいた校内組織委員会が存在しているということについて、改めて認識をした。例えば、学校の管理職からハラスメントを受けている場合は、この組織委員会のトップに対してはなかなか相談しにくいと感じる。いくつかの自治体では、外部に教職員が相談できるような窓口を作り、人事委員会でも相談を受けているという例も聞いている。そうした事例を、われわれもさらに周知を行い、特にハラスメント対策は、今しっかりと取り組みをしていかなくてはいけないなかで、どういう体制がとれるのか、また県教委に対してどういうことを行っていけるのかということをわれわれも考えていきたい。

日高教：10. 人材確保の観点及び若手教職員の経済的負担軽減のため、大学院修了者などに限定せず教育職に就いたときの奨学金返還特別免除制度の復元を図られたい。

文科省：教師になったものに対する奨学金の返還支援に関しては、2024 年 3 月 19 日に中央教育審議会での議論のまとめに示されている。これを受けて、文科省において具体的な運用を検討し、2024 年 5 月中に通知を発出した。具体的な内容として

は、優れた教師人材の確保の観点から、教職大学院を修了し、翌年度から教諭として採用される者を対象者とし、2025 年度から新たに教師となるものに適用する。教師の指導の質と、高度専門職としての社会的地位の向上を図り、安定的な教師志願者の確保に繋げていきたい。中教審の議論のまとめでも示されている通り、制度改正を伴う学部段階も含めた幅広い支援については、高等教育段階の修学支援の動向や各教育委員会での投資人材の確保の状況等も踏まえながら、検討していきたい。

日高教：奨学金の返還支援について、昨年度から新卒者を対象として、小学校教員受験者への支援が導入されている県もある。一方、他県との意見交換の場ではまだまだそういった支援制度が確立されていないことを確認した。今後、自治体ごとに制度を作っていくと、中央と地方では差が生まれてしまうのではないか懸念している。ぜひ全国で統一した支援制度を検討してほしい。近年の教員採用試験の倍率については、新聞やニュースなどで毎年のように過去最低と報道されている。実際に各都道府県の倍率として 2 倍を下回っている受験区分が多数ある。人手不足は全国的に課題であるが、われわれも日々の仕事を通して人手不足を毎日のように痛感している。お子さんがいる同僚では、「帰宅時間が遅い親の様子を見て、教員をめざすことを止めた」という話も聞いている。懸命に働く教員の姿を見て、情熱をもって働くことができる素敵な仕事だと捉える子がいる一方で、多くの子どもたちが大変な仕事だと感じてしまうのが現状である。近年、企業の方で人材を確保するために福利厚生の充実に力を入れているという話も耳にする。われわれ地方公務員に対しても、福利厚生の充実を図ることで人材確保に繋げられるのではないかとも考えている。一人ひとりの仕事量を減らし、質の高い教育を実施できるように、またワーク・ライフ・バランスを整えていくためにも、人材確保に向けた制度をぜひご検討いただきたい。奨学金の返還については、先ほどの回答の他にも、教職大学院修了者を対象とされている。しかし、現状としては、教職に就く大学院修了の割合は 10%弱であり、ほとんどの方が大学卒業者で採用されている。人材確保の観点や教員の経済的負担軽減のためにも、ぜひ大学卒業者も対象とした奨学金の返還支援について議論を進めてほしい。

【養護教員部】

〈分科会〉

責任者は廣瀬卓中央執行副委員長(島根)、記録は水沼侑也氏(栃木)が担当した。分科会では、近年、養護教諭の役割が多様化・重要化しているなか、多くの学校が一人職であることから、養護教諭特有の課題について意見が交わされ、県をまたいだ情報共有ができた。

養護教員部　分科会の様子

〈文科省要請〉

文科省からは､総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室専門職、初等中等教育局財務課定数企画係長、初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係長、初等中等教育局健康教育･食育保健指導係長、総合教育政策局教育人材政策局教育人財政策課教員免許・研修企画室法規係長ら 3 名が担当した。

養護教員部　要請

日高教：1. 多様化する児童生徒への対応を行うため、800 人以上という学校規模にかかわらず実態に応じて養護教諭の複数配置とされたい。新規採用者の単独配置にあたっては、柔軟に加配を措置して業務のバックアップ体制が構築できるよう図られたい。

文科省：高等学校における教職員定数についてはこれまでも改善を行い、現行の配置基準となっている。近年は、加配定数として、令和 7 年度予算にも少しではあるが加配定数を改善している。一方、ここ数年なかなか改善ができていない状況というのは、総務省も含めて財政当局の壁がとても厚く、高校全体が、養護教諭に限らず非常に難しい状況にある。また、昨今小規模の学校も多くなってきていると承知しており、教職員配置の在り方も含め、例えば退職をされた養護教諭の方々を外部人材として導入する形も活用しつつ、具体的な教員配置要件も踏まえて県全体でバランスを見ながら進めていただきたい。例えば、要望にある新規採用者のバックアップの部分については、把握している限りでは 3、4 人の養護教諭を配置している学校も全国に存在しており、ある程度自治体からも持ち出しをしながら行っている部分があると考えられるため、われわれとしてもできることを実現化しつつ、具体の教員配置については、各県の状況もいろいろ伺いながら、全体として取り組んでいきたいと考えているので、引き続き、意見交換等させていただきたい。

日高教：生徒数 1,000 人弱の学校で勤務をしていた経験がある。その間、一度も複数配置の学校はなく、大規模でもずっと 1 人の配置であった。所属学校の校長から県教委に要望したこともあったが、難しいという回答であった。現在は 500 名弱の学校に勤務している。生徒数は前任校と比べ半減しているものの、保健相談室利用者数は逆に多い現状がある。養護教諭はほぼ休憩が取れず、トイレに行っている間も生徒に探されるような現状である。学校現場では現在、不登校やいじめ、自殺、発達障害を抱える児童生徒への対応の最前線を養護教諭が担っていると言っても過言ではない。大学の養護教諭養成課程の学校保健の保健教育では、日常における指導や子どもの実態に応じた個別指導という内容がある通り、児童生徒のちょっとした変化や日々の生活の様子を観察して読み取ることが、いじめや自殺などの未然防止や早期発見・早期対応に繋がると感じている。養護教諭の対応によって命が繋がったケースや、重大なケースにならなくて済んだケースも過去にはある。生徒観察のような地道な業務に一生懸命取り組む一方で、事務的な業務や健康診断、部活動指導等、様々な他の業務と両立しながら、生徒指導や児童生徒の相談対応も、重要な内容である。保健室登校の課題や最前線で外部機関とコーディネーションを行ったり、対応したりすることは、養護教諭が学校の中心として負担が過重にかかっている現状がある。前任校のときには、養護教諭や看護師になりたいという生徒も多く、昔は先生の子どもが先生になるケースも多かった。私の子どもは、現在大学に進学したが、ブラックだから教員にはなりたくないと言い、教育学部を避けていた。生徒の人数に関わらず、学校の規模によっても、小規模校だから業務が楽かというと事務的な量は変わらない。今後、若い世代が、ワーク・ライフ・バランスを取りながら、途中離職してしまうことなく勤務できるような体制として、複数配置をぜひ考えていただきたい。

日高教：7. 養護教諭の事務処理等を補佐する「保健室事務補助員制度」（仮称）の導入を図られたい。

文科省：学校において児童生徒等の健康の保持増進に向け、校長等の管理職のもと養護教諭等を中心として、学級担任や事務職員等の教職員が適切な役割分担を行って、養護教諭等にだけ負担が集中することなく、組織的に対応することが重要と考えている。保健室事務補助員制度について、文科省では、令和５年度から大規模校、繁忙期といわれる例えば４月から６月などの健康診断の時期に、養護教諭の業務を支援するために、養護教諭の経験者、有資格者などの方を学校に派遣する事業を実施している。令和７年度は約 5,200 万円の予算を用意している。事業については、高等学校への派遣についても活用することが可能であり、文科省では、この予算事業を通じて引き続き養護教諭の支援に努めたいと考えている。

日高教：支援者の派遣について予算措置をしていただいていることについて、感謝申し上げる。しかし、その予算が適切に執行されているかどうかということについて、県に持ち帰って確認したい。このような要望を出す背景として、養護教諭の業務が多様化、複雑化している現状としてある。特に、１学期は健康診断と並行して、健康相談や救急処置、修学旅行の引率、また熱中症対策で体育祭などを早めにしている学校もあり、多忙な日々を過ごしている。また不登校対策をはじめ、様々な分野で日々業務をこなしている。一部では、新規採用者で月の時間外勤務が 100 時間を超えるという実態もある。文科省の「学校における持続可能な保健管理の検討について」にもあるように、養護教諭の業務の負担軽減や改善、精査について、今後必要になってくると考えている。負担軽減についても、具体的に国としては、今後、どのように考えているか伺いたい。また、今後検討していくきっかけにしていただきたい。事業は、実際に使用するかどうかは各都道府県等の判断である。なかなか養護教諭が見つからないというケースもあると聞いている。今まで経験者でなければ派遣の対象でなかったことが、本年度から有資格者、養護教諭の免許を持っている方であれば活用いただけるように要綱の改訂をしている。そういったところもしっかり都道府県等に周知して、活用を考えていただき、事業が認知されることが第一である。健康診断や児童生徒対応、健康課題が複雑化、多様化している。一方、学校医の確保が難しい現状もある。そういったなかで健康診断や全ての業務をこなしていくことは難しい。われわれの要求でもある養護教諭の業務見直しが必要となってくる。ヒアリングなどが必要ということもあれば、日高教としても、協力させていただき、一緒に考えさせていただきたい。

【学校図書館部】

〈分科会〉

責任者は藤原弘一中央執行委員（島根）、記録は池内大輔氏（愛媛）が担当した。分科会では、学校司書や司書教諭に関する課題が多く出され、要請に向けて意見の統一を図ることができた。

学校図書館部　分科会の様子

〈文科省要請〉

文科省からは、総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室図書館振興係、初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム高校修学第一係長（併）高校修学第二係長、初等中等教育局特別支援教育課庶務・振興係、初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係専門官、総合教育政策局地域学習推進課　図書館・学校図書館振興室図書館進行係長ら４名が対応した。

日高教：1.「学校司書」が必置となるよう、学校図書館法を改正するとともに、専任及び有資格者（司書資格または学校司書資格）の正規での全校配置が基本となるよう、関係する法律を改正されたい。

文科省：文部科学省が令和５年度に実施した学校司書の現状調査によると、高等学校における学校司書の配置は、他の学校種に比べて大きく進んでいる状況である。具体的には、全国の高校の約７割に学校司書が配置されており、さらに学校司書に占める常勤職員の割合は６割に達している。これは、常勤率が 2～3%にとどまる小中学校と比較して極めて高い水準である。このことから文科省は、法律上は「努力義務」とされている規定のなかでも、高校での学校司書配置は着実に進展していると認識している。学校司書の配置については、基本的には設置者である教育委員会や学校が、地域や学校の実情を踏まえて判断するものということが文科省の立場である。一方、国として学校司書が働きやすい環境を整えるよう各教育委員会に通知を出したり、リーフレット等を通じて働きかけを行ったりするなどの支援を継続している。今後の対応については、ただちに法改正を行うことは難しいが、「学校図書館ガイドライン」に内容を盛り込むといった実質的な方策を検討していく方針である。

学校図書館部　要請

日高教：島根県ではほぼ全ての学校に専門の学校司書が配置されている状況に対し、栃木県では学校司書が事務職員との兼務がほとんどで、司書業務に専念できないのが実情である。自身も、司書教諭でありながら担任を兼務していたため多忙を極め、同じく兼務の司書と連携することは困難だった。その結果、図書館は単に本の貸し借りをするだけの場所となり、読書推進の行事や授業での図書館活用といった積極的な取り組みは何もできないまま「放置された状態」で一年が過ぎてしまったと述べている。生徒の読書量が年々減少するなか、このような状況を改善し、図書館を活性化させるため専門の学校司書の配置が不可欠である。そのため、国に対しては、既存の啓発活動に留まらず、このような深刻な地域間格差を是正し、資格を持つ専門の学校司書が全国の学校に配置されるよう、より実効性のある取り組みを推進してほしい。

日高教：4. 学校図書館の充実を図るため、高校に第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」に見合う図書整備と学校司書配置の予算を確保されたい。また、地方交付税で措置された学校図書館図書及び新聞の購入費が確実に執行されるよう各自治体に要請されたい。

文科省：５か年計画における図書整備および学校司書の配置について、高校が直接的な対象となっていない理由を整理したい。図書整備に関しては、国の財政措置が、小中学校を対象とする「学校図書標準」の達成を目的としているためである。この標準は義務教育段階の学校に適用されるものであり、高校は対象外となるため、図書資料に特化した地方財政措置は行われていない。ただし、図書費として活用できる「教育関係費」という包括的な予算が、別途都道府県や市町村に配分されている。次に学校司書の配置については、２つの理由から小中学校を優先している。第一に、高校ではすでに学校司書の

配置がかなり進んでいること。第二に、限られた予算のなかで、より年齢の低い時期に本に親しませることで教育的効果が高いと考えているためである。一方、文科省としても高校における学校司書配置の重要性は等しく認識している。今回いただいた意見は、令和９年度からの次期５か年計画を検討するうえで、貴重な参考とさせていただく。また、「交付税で措置された図書費等が確実に執行されるよう指導してほしい」というご要望につきましては、今後もリーフレットの配布や市長会、職員向け講習会などの機会を活用し、各自治体へ財政措置の活用を継続的に働きかけしていく。

日高教：先ほどの回答で、交付税で措置された図書費や新聞購入費の活用を促すため、「学校図書館向けの講習会」があると伺った。学校図書館の担当者が講習会で制度について学んだとしても、実際に予算を管理・執行する権限を持つのは、学校の事務室や教育委員会、あるいは各自治体の担当者である。もし、これらの決裁権を持つ側が制度の趣旨を理解していなければ、現場から予算を要望しても「前例がない」などの理由で通らない、という事態になりかねない。このように、現場と決裁者の間に認識のズレが生じてしまうと、せっかくの制度が有効に活用されない。学校図書館の担当者だけでなく、予算執行の権限を持つ事務職員や教育委員会、自治体の担当者に向けた講習会や説明の機会が設けられているかを伺いたい。

文科省：ご指摘の点については、既に対応している。周知活動は、学校図書館の担当教員だけではない。予算執行の決裁権を持つ学校長に対しても周知を図っている。さらに、教育委員会には通知を発出し、学校現場に配布しているものと同じリーフレットを配布している。また、自治体の首長に対しても、市長会などの機会に担当課長から直接制度について説明するなど、多角的な働きかけを行っている。このように、学校の先生方だけでなく、教育委員会や自治体の行政担当者の方々にも制度を正しくご理解いただけるよう、今後も様々な機会を捉えて、しっかりと周知を徹底していきたい。

日高教：学校内で予算を見直す際、真っ先に削減対象となるのが図書費である。昨今、図書や新聞の価格が高騰しているなかで予算まで削られてしまうと、購入できる新しい資料はどんどん減っていく。文科省も認識している通り、令和６年度の全国学力学習状況調査では、本に触れる機会が多い生徒ほど学力が高い傾向にあるという結果が出ている。学校図書館の機能が低下すれば、生徒が本に触れる機会は家庭環境に左右され、それが学力格差に直結しかねないと強く懸念している。また、新聞についても、家庭での購読が減るなか、学校図書館は生徒が社会の情報に触れ、複数の新聞を比較検討する「比べ読み」を学ぶための貴重な場所となっている。つきましては、国から各自治体や学校へ、単に「予算を活用してください」と促すだけでなく、「生徒の学習機会を保障するため、図書費・新聞購入費を安易に削減しないでください」という、一歩踏み込んだメッセージを伝えていただきたい。生徒たちが多様な情報源に触れる機会が失われないよう、予算の確実な執行について、重ねて強く働きかけていただきたい。

【実習教員部】

〈分科会〉

責任者は由田桂一中央執行委員（福島）、記録は田中友理佳氏（栃木）が担当した。分科会では各県の実習教員の校務での現状や部活動指導、研修等の課題について共有を図り、各県の抱える課題等の議論が交わされた。

実習教員部　分科会

〈文科省要請〉

文科省からは総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室専門職、初等中等教育局財務課定数企画係長、初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係長ら 3 名が対応した。

日高教：5. 実習を担任する教諭免許状の取得については、教育職員免許法附則９項で示されている基礎資格の要件を緩和されたい。

文科省：教師不足の現状、実社会と結びついた探究的な学び、教育課題の多様化に対応していくためには、実習を担任する先生方も含めて、多様で質の高い教育界と教師人材を確保するのが非常に重要である。こうした背景のもと、昨年の 12 月に中央教育審議会の諮問を行い、より多くの人が教員免許の取得をめざしたり、教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起したりできるよう大学の教職課程や免許制度の在り方やその資質保証の仕組みについて、議論している。まだ議論中であり、現時点で何かを決定しているという段階ではないが、文科省としては、中央教育審議会での議論内容も踏まえて必要な制度改革を進めていこうと考えている。

実習教員部　要請

日高教：理解いただいている通り人材不足であり、各県、採用基準年齢を引き下げる等の見直しを行っているが、なかなか受験者数が伸びていない実態もある。また、民間企業から専門的な技術を持った人材の採用もあるが、採用後の給与が民間企業と比べて低い傾向がある。民間企業からの人材確保といった意味も含めて、教諭免許状取得の基礎要件緩和を行い、任用替えといったスムーズなキャリアアップが図れるように、早急に進めていただきたい。また、この件に関して議論中ということだったが、こういった制度の改革には、どの程度時間がかかるようなものなのか今後の展望について教えていただきたい。

文科省：昨年の 12 月に中央教育審議会へ諮問して、現在も議論を進めているところであり、秋以降に、それまでの議論の論点整理を行った上で、実際に単位数をどうするかといった細かい議論に入って形が考えられる。われわれとしては、令和８年の夏頃には答申をいただき、その答申を踏まえて、必要に応じて教職員免許法の改正というものを令和９年の通常国会で諮るというようなスケジュールとしたい。

日高教：現段階で教育職員免許法の附則９項で示されている基礎資格の要件の年数や単位数をどのように変えようとしているか等の設定値があるならお聞きしたい。

文科省：現状、議論しているのは、附則９項に限ったことでなく、全体の段階である。例えば高校の場合は 59 単位必要であるが、まずそこの 59 単位について、教員の質を保ちつつ、多くの人に教員をめざしてもらうために単位数を減らせるかという点について議論していただいている。そこで例えば単位数が縮減した場合は、それと並行して附則９項も少なくなっていくという可能性も含め、今後議論を進めていく。

日高教：6.免許法認定講習会について、教員免許更新の終了に伴って開講する大学が激減している実態に鑑み、積極的な開催を各自治体に促すとともに、各教科の認定講習が毎年開講されるように図られたい。

文科省：実験や実習に関する専門的な経験を積んでいる実習の方々が、免許法認定講習によって実習免許を取得のうえで実習教科を担任していただくことは、非常に意義のあるものだと考えている。文科省では、大学や教育委員会等に免許法認定講習等を開設していただく委託事業を実施している。令和７年度予算では、約 400 万円を計上しており、本年度の公募はすでに終了しているが、令和５年度においては、本委託事業において、農業高校の実習助手を対象とした認定講習の開設を行っている。認定講習の開設の要否については、一時的には開設主体において判断していただくものにはなってしまうが、文科省としては、委託事業の成果を活用いただきつつ、各教育委員会や大学において必要な免許法認定講習の開設実施が促進されるよう、引き続き取り組みを進めていこうと考えている。

日高教：自身も高校を卒業し、その後民間企業で６年間働き、それから実習助手として島根県採用となり、免許法認定講習を受講し、１種免許を取得している。以前に比べると、認定講習の開催の教科の内容が、教科に関する科目が非常に少ないような印象を受けている。文科省の Web サイトの Excel で出されている認定講習のページでは教科の科目が少ないという印象を受ける。さらに、農業に至っては、ほぼ開設されない年もある。開設されたとしても、例えば山形県や北海道といった限られた地域でしか開設されないため、移動に係る時間と金銭的負担、学校を空けるということでの精神的な負担といった様々な負担が発生してしまう。文科省から、各地方で各科目が開設されるよう調整をお願いしたい。

【特別支援教育部】

〈分科会〉

責任者は山能研司書記次長（愛媛）、記録は津森太郎氏(島根)が担当した。分科会では、高等学校における特別支援教育、特に通級指導を中心とした現状と課題や、インクルーシブ教育システムの構築・養護学校の名称使用について情報交換し、高等学校における特別支援教育の充実も含め、インクルーシブ教育システムの構築を進めていくことが共生社会の形成に向けて必要であることを確認した。

〈文科省要請〉

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係長、初等中等教育局財務課給与総括係長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課指導係長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係長、初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長ら５名が対応した。

特別支援教育部　分科会の様子

日高教：1. 特別支援教育関係教職員に係る給料の調整額の調整数については、現在以上に縮小されないように図られたい。また、インクルーシブの観点以外にも、障害の重度・重複化・多様化の観点に鑑み調整数を「2」まで回復するとともに、支給範囲の拡大を図るなど、待遇・勤務条件を改善されたい。

文科省：給特法の審議を４月から行っているなか、給料の調整額については、令和８年度から２年かけて調整数を 0.75、0.5 と反映させる予定である。様々な意見があることは承知しているが、給料の調整額は教員に関わらず、国家公務員や地方公務員全体に係る制度であり、給料表・職務の級では評価できない部分を評価することを目的に、勤務条件が他の職員と比較して著しい特殊性を有している場合に支給されるものである。この制度の歴史は古く、教員の場合、特別支援学校は昭和 31 年に、次いで昭和 32 年に特別支援学級に調整額が付けられ、教員については特別支援教育のみに支給されている。自治体独自に何かしらの職に調整額を支払うことは可能であるが、いわゆる国立学校準拠性の時代からいうと特別支援教育以外に給料の調整額は支給されていない。そのようななか、小中学校においては普通校のなかにも発達障害を持っている児童生徒、また、通級指導を受けている児童生徒が近年増加しており、これまで普通校で特別支援教育に携わらなかった方々も基本的に携わらないといけない状況である。給料の調整額というのは職務の専門性や特殊性をそのまま評価しているのではなく、他の職務との差を比較して支給されるものである。われわれとしては特別支援学校や特別支援学級に携わる方々の職務の専門性や特殊性が低下したと考えているのではなく、全ての教員が特別支援教育に携わるようになってきた実態を踏まえて、今回調整数を半減させるという判断に至った次第である。決して特別支援教育を軽視したものではない。一方、調整額を廃止すべきだという意見が出ていたなか、特別支援学校や特別支援学級に携わる方々と普通校に勤務する教員との間にはその職務の特殊性に差はあり、その専門性は評価されるべきである。特別支援教育に係る調整額は残していかなければならないと考えており、今後も丁寧に説明していきたい。

日高教：回答から、特別支援教育についての評価が変わった訳ではないという認識については承知した。小中学校において現在インクルーシブ教育が進められていることは好ましい状況はあるが、決して特別支援学校の負担感が減っているとか、障害が軽くなったということではない。子どもたちの障害については重度・重複化が進み、多様な対応が求められているのが現状である。児童生徒数が増加しており、学校における働き方改革が進められているものの、負担が減ったという実感はない。そのようななか、特別支援学校の障害のある子どもに日々向き合っている先生方の給料の調整数が減らされるというのは受け入れがたい。障害の重度・重複化が進み、多様な児童生徒が増えるなか、特別支援学校に通う障害をもつ子どもを指導していくためには、より高い専門性が求められており、特別支援教育関係教職員に係る給料の調整額の調整数については、むしろ引き上げるくらいの評価をしていただきたい。教育現場に優秀な人材を確保することにも繋がり、子どもたちにも還元できるものと考えている。

特別支援教育部　要請

日高教：3. 特別支援学校設置基準にもとづき、既存の施設・設備についても、改善と充実を進められるよう自治体を指導されたい。特に、教室不足の解消については、安易に特別教室を普通教室へ転用せず、特別教室が本来の役割を果たせるよう図られたい。加えて、職員室の拡充、特別教室や寄宿舎、トイレ、体育館等への空調設備の整備を早急にされたい。

文科省：ご指摘のあった特別支援学校設置基準については、特別支援学校に在籍する子どもが増えている状況のなか、慢性的な教室不足が続いていることから、特別支援学校の教育環境を改善することを目的に施行されたものと承知している。この設置基準が策定される以前に設置されている学校については、当面の間設置基準に依らないということが総則で規定されている。一方、総則の規定については現存している全ての特別支援学校について適用されるということになっている。文科省としては、各自治体の設置者において、その設置する特別支援学校が設置基準を下回る状態にならないようにすることや特別支援学校の水準向上を図るよう努める義務が課せられているため、設置基準を踏まえ整理等に努めることを求めて

いる。設置基準が策定される以前に設置されている特別支援学校の校舎を増築する場合は、増築後の校舎面積が設置基準を上回らなければならない。当面の間設置基準に依らないとはなっているもの、通知で示している通り、各自治体においては可能な限り既存の特別支援学校についても設置基準を満たすよう努めていただきたい。教室不足については、特別支援学校を含む公立小中学校等の新築であるとか、増築に関しては、法律にもとづいて、国が建物の整備に要する経費の一部を負担する。加えて、特別支援学校の教室不足の解消に向けてとして、教室不足の解消に資するような校舎の改築や改修事業等の補助率の引上げを令和 9 年度まで延長おり、補助率は現在 1/3 から 1/2 に引き上げられている。また、職員室の拡充の要望についても教室数の増加が伴うものであれば、引き上げ後の補助率 1/2 での補助対象とすることが可能である。ただし、教室数の増加が伴わない場合は、補助率が 1/3 にはなるため、ケースバイケースではあるものの、学校施設環境改善交付金を活用し大規模改修を行うことが基本的には可能であると認識している。さらに、空調設備の設置については、学校施設環境改善交付金であるとか、令和 6 年度に設立されている空調設備整備臨時特例交付金の活用が可能となっている。文科省としては、施設整備に対する支援等を通じて、教室不足の解消を含め設置者における計画的な施設整備を引き続き支援していきたいと考えている。

日高教：令和 7 年に示された 2024 年時点での公立学校の体育館への空調設備の設置状況を見ると、設置率の調査においてスポットクーラーの導入も設置済みとして調査が行われていた。スポットクーラーは体育館を授業ができる程度に冷やす設備ではないため、今回の調査結果をもとに、今後の空調設備の整備が進められることになると、子どもたちが体育館で活動するための空調設備を導入する妨げとなる懸念がある。調査結果に関しては、スポットクーラーの導入数を内数として示していただき、エアコンの導入数とスポットクーラーの導入数を明確化できるとよい。これにより暑い体育館を授業で使用可能な状態にできる設備が整っているのか、または熱中症対策としてスポットクーラーを導入しているのかが分かりやすくなると考えている。近年、6 月くらいから猛暑となっており、夏場における体育館での授業の実施が難しくなってきている。特に体育の授業については熱中症の恐れが極めて高く、普通教室で行わざるを得ない状況となっている。普通教室は教室不足で数が足りていない状況で、そもそも体育を行う設備も整っていないため、現状のままでは体育の学習指導要領の内容を満たすことが、現場の創意工夫だけでは難しくなってきている。現場としては、子どもたちの学びの機会と安心安全な教育環境の確保のためにも体育館へのエアコンの設置は強く望まれるところである。加えて、肢体不自由部門の特別支援学校に関しては子どもの実態として、トイレでの排泄については介助等が必要となるため、とても時間がかかる現状がある。体温調節が難しい子どもたちも多いなか、夏場のトイレでの排泄は命に関わるリスクが高い状況にある。体育館だけでなくトイレなどの細かいところにも目を向けていただき、子どもたちの安全を守り、安心して学習できる環境の実現に向けて、空調設備の設置を進めていただきたい。

文科省：空調の設置に関しては、最終的には各自治体の方で対応していただくことになる。先ほどお伝えしたとおり、われわれとしては空調設備整備臨時特例交付金を用意し、空調設備の設置を押し進めているところ。その他にも断熱工事を後ほど行うこともできるようになっており、低コストの断熱工事などもある。各自治体に対しては柔軟に運用できるように周知をしており、空調を設置するかどうかの最終的な判断は各自治体での対応となる。文科省がいくら補助したとしても、空調の設置がどれだけ重要であると判断されるかは各自治体によって異なる。予算の執行については各自治体において優先順位があると考えるため、そのなかで空調の設置がどれだけ重要であるのかを理解していただくことが大事になってくると考える。文科省も各自治体に向けて周知を行っているところではあるが、団体からも是非それぞれの自治体に要望していただければと思う。スポットクーラーを含めた空調設備の調査結果については、スポットクーラーも空調設備の一つであるため、空調設備として結果を示しているところ。先ほどのご意見については各方面からもいただいており、われわれが示す結果が自治体を含め皆さんの判断がどのように進むか、しっかりと見極めながら、今後の調査方法については検討していきたいと考えている。

【定通部】

〈分科会〉

責任者は金子正雄中央執行副委員長（高知）、司会は原田大輔氏（福島）が担当した。分科会では、昨今の定時制通信制高校に通う生徒の多様化や教員不足による人員配置に関わる問題など、定時制通信制特有の課題について意見が交わされ、県をまたいだ情報共有ができた。

〈文部科学省要請〉

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第二係長、初等中等教育局財務課給与総括係長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課指導係長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係長、初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長ら 5 名が対応した。

日高教：1. 定時制・通信制課程に関わる定数法を改善し、生徒一人ひとりに対してきめ細やかな指導が行えるよう十分な環境整備を進められたい。

1) 定時制課程におけるスクールソーシャルワーカーの配置拡充と報酬単価の改善を図られたい。

文科省：定通教育は不登校の受け皿となっている実態があり、福祉や心理的な支援が必要な子どもたちが多く通っている場所である。そのため、支援の充実としてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーいう役割は重要と考えている。文科省としては、全体としての配置拡充をこれまでも進めてきたところであり、引き続きカウンセラーの配置充実ということは重要な課題だと考えている。報酬単価の改善については、基本的に都道府県の任用者の権限と判断において、スクールソーシャルワーカーの配置、報酬単価を決めているので、文科省としては、配置充実のなかで都道府県が適切に扱い、支援できる形を作れるように対応していきたい。

日高教：スクールソーシャルワーカーについて、先程ご説明いただいた通り、日頃より理解、協力をいただき感謝している。現在、小中学校で配備を進めているスクールソーシャルワーカーについて、高等学校の定時制通信制課程においては、まだその効果が今のところ実感できるようなレベルには達していないと感じている。令和 6 年の 3 月に発出されているスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた文科省の委託調査で示されている通り、効果を発揮するためには一定以上の実践時間と勤務日数が必要で、これを現在の定通過程の現状に照らし合わせると、改善の余地があると感じている。不登校の受け皿とあったが、その不登校の背景にはヤングケアラーや、ネグレクト、経済的な負担といった要因によって子どもたちの学習の機会が失われてしまう課題がある。特に、高等学校においてスクールソーシャルワーカーが必要とされるケースは、小中学校で改善されなかった課題が、重篤化してしまっているケースが多い。最悪の場合、命に関わることもある。緊急性を鑑みて、今後も後手に回ることがないよう支援、協力をお願いしたい。報酬単価については、自治体の判断が基本ではあるが、国として改善を進めていただきたい。

日高教：2. 定時制通信教育手当については、勤務の特殊性や職務の困難性を考慮するとともに、人材確保の観点から、支給水準を引き上げるよう各自治体を指導されたい。あわせて、義務教育等教員特別手当の併給調整を撤廃されたい。

文科省：これまで繰り返し申し上げているが、教員も含めて地方公務員の給与については、地方公務員法を踏まえ自治体で条例を適切に定めることになっている。水準の引上げや併給調整については国からの指導はできない。今般、教員の処遇改善ということで教職調整額については、今後 10%に引き上げていくことが決定している。こちらについては高校についても地方交付税措置は総務省に対応してもらっているので、給与は引き上がっていく。学級担任の手当の加算については定時制についても、当然交付税措置の対象になっている。これは最終的に自治体の判断になるが、われわれとしては全日制、定時制も含めて対象としている。文科省としては、このように処遇の改善を詰めて行きたい。定時制通信教育手当についても自治体により様々な方法があり、定額や給料に連動するもの、ないしはもう廃止され特記みたいなものの実態があり、一概には言えないが、例えば給料の定率を乗じる形で支給されている自治体については、基本的に給料プラス教職調整額に一定の率をかけて、定通手当が支給されている。こうした点は教職調整額が上がるとそれに伴って、定通手当も引き上がることになるので、こちらについては昨年度、総務省と高校の地方財政措置を議論する際に、文科省としては定時制通信教育手当ないし産業教育振興手当については給料プラス教職調整額に連動するということでこれまで交付税措置している。当然、教職調整額の引上げに伴って改善が図られるという認識のもと要求している。繰り返しなるが、最終的には自治体の判断にはなるが、文科省としては交付税措置をしっかりするようにお願いしている。なかなか指導というところまでは見込めないが、引き続きしっかりと趣旨の説明をしていく。

定通部　分科会の様子

定通部　要請

日高教：定時制通信教育手当について、勤務の特殊性・困難性を考慮する観点から支給水準を引き上げるようお願いしているが、様々な施策を講じていただいていることについて感謝申し上げる。定時制や通信制においても教員不足となっており、学校によっては教頭先生が一番若く、本来であれば学校全体の方向性を示し統括していく先生や、中心となる先生が事務雑用を行っており、本来その業務を担う教員がいないという実情も見受けられる。そのようななか、校長先生にも定時制に若い教員を配置してほしいとお願いするが、そのような中で定時制に配属となってもいいという教員を探してほしいと言われる。実際に若い人が来ても、今の定時制の状況を考えると、教員の仕事から大きくかけ離れた家庭に踏み込んでいくような仕事や、職場に踏み込んでいくような仕事をしなくてはいけない。全日制の部活動指導をしたいと希望を持つ若い先生方に、定時制や通信制の仕事を依頼したとしても、次の年には全日制に配置され、進路指導や部活動指導など希望している業務がしたいと言われてしまうのが現状である。定時制を希望する教員を増やしていくためにも、定時制通信教育手当等の見直しをしてもらうことで、努力されている教員が報われ、定時制・通信制の業務に魅力を感じてもらうことができるのではないかと思う。このような点で、定時制・通信制の手当や特別手当の併給調整の改善を進めていただきたい。

【事務職員部･現業職員部】

〈分科会〉

責任者は菊池康太中央執行副委員長（愛媛）･水沼洋和中央執行委員（栃木）、記録は若林諭氏（栃木）・大澤翼氏（愛媛）が担当した。分科会では、チーム学校の一員として奮闘している事務職員･現業職員の課題について共有するとともに、勤務条件の改善や技術の継承など、今後の取り組みについて確認を行った。

〈文科省要請〉

総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室図書館振興係、初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム高校修学第一係長（併）高校修学第二係長、初等中等教育局特別支援教育課庶務・振興係、初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係専門官ら４名が対応した。

日高教：6. 県立学校における就学支援金及び特別支援学校における就学奨励費に関わる事務処理の負担軽減を図られたい。（事務職員）

文科省：就学支援金に関しては、昨年２月から３党において議論がなされ、いわゆる高校無償化として２月後半に３党で合意がなされた。そこでは令和８年度の予算編成過程を通じて実現させると言われており、現在まで議論が行われている。議論のなかでは所得制限等、さまざまな観点があるが、事務負担の軽減についても１つの論点としてあげられている。現在、文科省としても議論が続いているところであり、昨今の議論を踏まえながら事務負担にも配慮した上で制度を構築していきたい。特別支援学校における就学奨励金については、管理・精査に過度な負担がかかっているということで承知をしている。学校や保護者にかかる負担軽減という観点で、令和８年に定額として支給したものも対象とする旨を周知したところである。令和３年に発出し、令和４年にも定額支給をしたものに対しても対象とする旨を通知しているところであり、実際に各自治体の判断になってくるが、負担軽減に向けて取り組んでいる。毎年、就学奨励金の各都道府県の担当者に集まっていただき、就学奨励金の連絡協議会を開催している。その会の際にも就学奨励金の定額支給について周知をしているところであり、今後も事務負担の軽減について取り組んでいく。

日高教：既存の就学支援金については、申請して受け取るという形で事務手続きを経て支給されている。大阪等では高校授業料無償化と言われ、申請がいるのかと言われている現状がある。現在が過渡期であるとは思われるが、旧民主党政権時の高校無償化の際には申請手続きが必要なかったということもあり、制度設計にあたってはこれらのことを考慮していただきたい。また、就学奨励金の定額支給については現場ではあまり周知されていない現状がある。就学奨励費は各自治体での取り決めがあるものの、文科省としても予算計上されているため、統一した事務処理のシステムの導入を検討していただきたい。

文科省：就学奨励費については、各自治体において様々な形態で実施していただいているところであり、統一したシステムの導入については難しいところがあるが、引き続き事務課の負担軽減については検討していく。

事務職員・現業職員部
分科会の様子

日高教：8. 現業職員が健康で安心して働ける公務職場環境を整備するとともに、新規採用を継続して実施するなどにより技術の伝承や業務の活性化に繋げるよう、各自治体に対して指導されたい。（現業職員）

文科省：現業職員の方々については学校の施設整備を担っていただいており、重要な職務であると認識している。地方財政措置として必要な予算を計上しているが、どういう形で配置しているかや必要な業務を担っているかということに関しては、各教育委員会、各校の実情に応じて判断することになっている。現業職員のみならず学校で働く全ての人が安心して働ける環境づくりを進めていきたい。特に現業職員の方々の働き方改革については、労働基準法が適応されているため、それに則って進めていく必要があると考えている。教育委員会にはしっかりと働き方改革を進めるよう、今後も伝えていく。ハラスメントについても、特に市町村教育委員会に対して体制を整備しなければならないという旨を指導しているところである。これらの取組を通じて、全ての人が安心して働ける環境整備を進め、よりよい教育の実現に向けて文部科学省としても取り組んでいきたいと考えており、今後も意見をいただきながら進めてまいりたい。

事務職員・現業職員部
要請

日高教：現業職員の現状として、学校の環境整備や施設修繕などを担っている。現在、小中高校に冷房の整備が行われているが、全ての施設や部屋に導入されているわけではない状況である。現業職員は昨今の過酷な暑さのなかで働いており、命の危険もあると考える。職場の環境を改善という点において、大きな予算もかかるため順次ということになるとは思うが、職員のいる全ての施設にエアコン等の整備のできる予算編成をお願いしたい。あわせて、現在新規採用がどの県でも行われておらず、正規職員がいなくなっている状況である。一部の県では採用が行われ始めたようであるが、多くの県では会計年度職員等がその業務を担っているが、退職後に会計年度職員として働かれているため、非常に高齢な方が多いのが現状である。技能を持たれた方ならよいが、実際にはそうではない方も会計年度職員として採用されており、学校安全上心配な面もあるため、採用に係る予算の確保をお願いしたい。

〈総務省要請〉

総務省からは､自治行政局公務員部公務員課､自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室、自治行政局校務員部公務員課給与能率推進室ら３名が対応した。

日高教：**1.3)定時制・通信制課程に勤務する学校事務職員に、勤務の特殊性に応じた手当が適正に支給されるよう自治体を指導されたい。（事務職員部）**

総務省：地方公務員の給与は地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等にもとづき、各自治体の現状も踏まえ、決定されるものである。その上で職務内容、勤務条件等が同じ級に属する他の官職に比べ、著しく特殊な官職を占める職員に対して給料の調整額を支給することが考えられるが、いずれにしても各地方公共団体にもとづき決定するものと考えている。

日高教：定時制・通信制は全日制と併設されていることが多く、事務職員は勤務時間をずらして勤務されているため、夜９時、10時まで働いている。教員については手当が出るものの、事務職員は勤務時間をずらしているだけで手当がないのが現状であるため、教員同様手当を支給していただきたい。

総務省：併設校についての現状については承知をしているところである。各地方公共団体の条例にもとづき給与等は決定していただくこととなるが、総務省としても何らかの対応が必要であれば検討していきたい。

日高教：2.学校事務職員の超過勤務縮減及び超過勤務手当の完全支給を図るよう各自治体を指導されたい。（事務職員部）

総務省：地方公務員の時間外勤務手当については、地方公務員法等にもとづき、正規の勤務時間を超えて時間外勤務命令を発して時間外勤務をさせた場合については、時間外勤務手当を支給することと定められている。各地方公共団体においては、法律の規定を踏まえ、条例の定めにより時間外勤務手当の支給について適切に対応していただいているものと承知している。総務省としては各地方公共団体において適切な運用がなされるよう、必要な対応を行っていきたい。超過勤務については業務の性質上、校務のために臨時での出勤等が避けられない場合について、職員の上限を超えた時間外勤務を命ずることができる制度となっている。このような制度があるため、各自治体において上限規制等、職員の健康確保措置等の実効的な運用が非常に重要であると認識している。これまでも様々な周知と助言等を行ってきたところであり、2024 年 12 月には令和５年度の時間外勤務の状況を調査した結果を踏まえ、制度の効果的な運用に向けた留意点等を各自治体に通知し、時間外勤務の縮減に向け、様々な機会を通じて繰り返し助言や情報提供を行ってきた。引き続き、各自治体の実態を調査し、上限規制や職員の健康確保措置の効果的な運用がなされるよう、今後も必要な支援を行っていきたい。

日高教：超過勤務手当の申請について、上司によって申請がしづらい学校も多々あるようである。特に若手職員については学校事務になれていない点もあり、申請対象にならないケースも出ている。若手に限らず超過勤務をした分を振替対応にするよう指導がなされたところもあるようだが、もともとの業務量が多く、振替が難しい現状もある。実際に振替対応で休んだとしても、その分の業務もあり、何れにしても残業しなければならないという状況がある。その他、学校の鍵開けや電話対応等で早く出勤したり、帰りが遅くなったりする事務職員も多くいる。学校運営のためにほとんどボランティアで勤務している状態であるが、そのような方がいないと学校がうまく回らないのが現状である。そのような方々に手当を支給することが今後必要になってくると思われる。今後も超過勤務の縮減や手当の完全支給に向けて取り組んでいくため、総務省からもご支援をいただきたい。

総務省：超過勤務が申請しづらい状況等も含めて労働条件が守られることは、公務員として非常に重要な課題と認識している。勤務時間の管理については、本人の申請だけではなく、タイムカードやパソコンの出退勤等、客観的なものを含めて把握していただくことが適当であると考えている。これについては総務省からも繰り返し通達している。本人の申請だけという自治体は減ってはいるものの、状況については承知をしており、客観的な記録をもとにしっかりと勤務時間を把握するようにしている。引き続き、適切な勤務条件が守られるよう、総務省としてもしっかりと対応してまいりたい。

日高教：5.初任給決定基準及び中途採用者の前歴換算基準を改善し、給与の平準化を図られたい。（現業職員部）

総務省：技能労務職員等の給与については、一般行政職と異なり人事委員会勧告の対象とはならず、労使交渉を経て労働協約を締結させることができるが、その決定にあたっては同一または類似の職種や国及び地方公共団体の職員、並びに民間企業の従事者の給与等を考慮して定めることが法律上求められている。給与の支給については、各地方公共団体において条例等の定めにより適切に対応していただいているものと承知している。

日高教：現在、前歴換算基準は100%として換算できる制度はあるものの、地方においては広く換算基準が圧縮されており、不利益を被ることが大前提の状況である。前職で農業を営んでいた者が現業職員となり、校内の畑の管理や機械整備等において、元からいる現業職員よりも高い専門性や知識、経験を持っている。しかしながら、給与や昇級・昇格においては、元からいる現業職員よりも低い状況となっており、高い専門性を発揮できてもそれに見合った給与とはならず、不利益が生じている状況である。栃木県では20年ぶりに採用が開始された。技術の継承を今後も継続していけるように、早急な改善をお願いしたい。

総務省：各地方自治体の条例等の定めにより運用していただくこととなるが、総務省としても必要に応じて指導していく。

日高教：8.現業職員が健康で安心して働ける公務職場環境となるよう休憩室の整備やエアコンの設置を進めるとともに、新規採用を継続して実施するなどにより技術の伝承や業務の活性化に繋げるよう、各自治体に対して指導されたい。

総務省：各地方自治体において、地域の実情を踏まえて判断していただくものと考えている。総務省としては各自治体において、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むようこれまでも助言を行ってきている。

日高教：現業職員の休憩室が教員の休憩室として使用されていたり、現業職員が事務に所属していたりする現状がある。なお、休憩室にはエアコンがない状態であるため、安心して健康に働けるよう、職場環境の整備をお願いしたい。また、各学校に正規職員が１人いるかどうかの状況であるため、生徒の安心・安全を考え、危険箇所などを修理できるよう、正規職員の新規採用を継続して実施するよう、各自治体に対して指導していただきたい。

日高教：現状ではほとんど会計年度職員で補われており、定年後の方等、高齢の方の応募が多く、なかには70歳を超えて現業職員として働かれている方もいる。そうなると業務も限られてくる現状があり、外注や民間に委託することが増えてきている。新規の採用について検討していただきたい。

総務省：業務管理という観点から、適正な定員管理の推進に取り組むように、これまでも助言を行っている。各団体において地域の実情を踏まえ、しっかりと定員管理をするよう、これまでも助言をしており、今後も引き続き助言を行ってまいる。

次号案内「1033号 平和記念式典(8月5,6日)」、「1034号 大学入試室要請」